昭27. 4. 7.

官報

主要目次

法律
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律　一二七頁
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律　一二七
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律　一二七
○農業改良助長法の一部を改正する法律　一二七
○小型機船底びき網漁業整理特別措置法　一二八
政令
○関税法、関税定率法及び噸税法の適用上外国とみなされる地域を定める政令　一二九
○関税定率法第十二條の規定によつて外国とみなされる地域の生産に係る物品の輸入税免除に関する政令　一二九
省令
○外務省職員定数規程　一三〇
○毒物又は劇物の指定等に関する省令の一部改正　一三〇
○農業災害補償法施行規則の一部改正　一三〇
規則
○地方税法第三百九十一條第一項の規定によつて地方財政委員会が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部改正　一三〇
告示
○漁港指定　一三三
○挙母土橋簡易郵便局等設置　一三五
○地代家賃改訂の一部改正　一三六
大蔵省公告
○特別公認公計士試験公告　一三〇

法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第七十三号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律

（将来存続すべき命令）

第一條　肥料配給公団令（昭和二十二年勅令第百七十一号）失効の日（昭和二十六年四月一日）までにした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に関しては、同令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

（命令の廃止）

第二條　食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百八十四号）は、廃止する。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

農　林　大　臣　広川　弘禪

内閣総理大臣　吉田　茂

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第七十四号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律

左に掲げる命令は、廃止する。

一　漁業法の罰則の特例に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百二十九号）

二　漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二十四年政令第三百六号）

附　則

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、なお従前の例による。

農　林　大　臣　広川　弘禪

内閣総理大臣　吉田　茂

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第七十五号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律

（命令の廃止）

第一條　左に掲げる命令は、廃止する。

一　労務充足に関する件（昭和二十年厚生省令第四十一号）

二　労務者の就職及び従業に関する件（昭和二十一年厚生省令第二号）

三　労働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件（昭和二十一年厚生、運輸、内務省令第一号）

（廃止した命令に関する経過規定）

第二條　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

運　輸　大　臣　村上　義一

労　働　大　臣　吉武　恵市

内閣総理大臣　吉田　茂

農業改良助長法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第七十六号

農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二條中第三項及び第四項を削る。

第三條の次に次の一條を加える。

（農林省の試験研究機関の協力）

第三條の二　都道府県農業試験場は、この法律の目的を達成するために行う試験研究に関し、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力とを求めることができる。

第十四條第一項を次のように改める。

本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、左に掲げるものをいう。

一　専門技術員又は改良普及員を置くこと。

二　専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。

三　農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。

四　前二号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

第十四條の次に次の二條を加える。

（専門技術員及び改良普及員）

第十四條の二　都道府県は、前條第一項第二号から第四号までの協同農業普及事業を行うため、専門技術員及び改良普及員を置く。

2　専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするとともに改良普及員を指導する。

毎日文庫
明治二十五年三月三日 第三種郵便物認可

昭27.4.7.　第7573号

3　改良普及員は、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導にあたる。

（専門技術員及び改良普及員の任用資格）

第十四條の三　政令で定める資格を有する者でなければ、専門技術員又は改良普及員に任用されることができない。

第十六條を次のように改める。

（補助金の割当期日）

第十六條　農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに本章の目的のために定められた予算の範囲内において、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため、三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算の成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

第十六條の次に次の二條を加える。

（割当基準）

第十六條の二　農林大臣は、第十四條第一項第一号及び第二号の協同農業普及事業に係る補助金の都道府県別割当については、左の各号の規定に従つて決定しなければならない。

一　当該予算総額の三割は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。

二　当該予算総額の三割は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。

三　当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村の数に応じて各都道府県に配分する。

四　当該予算総額の二割は、天災のため又は農業資源の開発が不十分なために協同農業普及事業を施行することが困難な都道府県及び農業の発展のため緊急に協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

（都道府県の負担）

第十六條の三　第十三條第一項の規定により都道府県に交付される補助金の額が、第十四條第一項第一号及び第二号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額をこえるとき、同項第三号及び第四号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費に相当する額をこえるときは、それぞれ、そのこえる部分については、当該都道府県は、これを受領することができない。

第十七條中「前條」を「前三條」に改める。

第十九條を次のように改める。

（補助金の流用禁止）

第十九條　本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問わず、これを指定された事業以外に、又は指定された事業の間に流用してはならない。

第二十三條第一項中「第十六條第一項各号」を「第十六條第二各号」に、同條第四項中「第十六條第一項第四号」を「第十六條の二第四号」に改める。

附　則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

小型機船底びき網漁業整理特別措置法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第七十七号

小型機船底びき網漁業整理特別措置法

（目的）

第一條　この法律は、昭和三十一年三月三十一日までに小型機船底びき網漁業に使用する船舶の隻数を整理することにより、水産資源の枯渇を防止し、沿岸漁場における秩序を確立することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「小型機船底びき網漁業」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六條の二第二項に規定する小型機船底びき網漁業をいい、漁業法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百九号）附則第三項の規定により小型機船底びき網漁業とみなされるものを含むものとする。

（許可の期間の制限）

第三條　昭和三十一年三月三十一日までに漁業法第六十六條の二の規定により都道府県知事がする小型機船底びき網漁業の許可の期間は、一年をこえることができない。

（最高限度の決定）

第四條　農林大臣は、この法律の施行後三箇月以内に、中央漁業調整審議会の意見をきいて、昭和三十一年四月一日において小型機船底びき網漁業に使用することができる船舶の隻数、合計総トン数及び合計馬力数の最高限度を定めなければならない。

2　農林大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、中央漁業調整審議会の意見をきいて、前項の規定により定めた最高限度を変更することができる。

3　農林大臣は、前二項の規定により最高限度を定め、又はこれを変更したときは、これを公示しなければならない。

（整理隻数等の決定）

第五條　農林大臣は、昭和三十一年三月三十一日までに、小型機船底びき網漁業に使用する船舶の隻数、合計総トン数及び合計馬力数が前條に規定する最高限度以内となるように、昭和二十七年度から昭和三十年度までの年度ごとに、都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきいて、その年度において整理すべき小型機船底びき網漁業に使用する船舶の都道府県別の隻数、合計総トン数及び合計馬力数を定め、これを公示するとともに都道府県知事に指示しなければならない。

2　前項の定は、当該年度の開始前（昭和二十七年度にあつては昭和二十七年六月三十日まで）にしなければならない。

3　農林大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきいて、第一項の規定により定めた船舶の隻数、合計総トン数又は合計馬力数を増減することができる。この場合には、これを公示するとともに都道府県知事に指示しなければならない。

（整理すべき船舶の指定）

第六條　都道府県知事は、前條第一項の規定による指示を受け、又は同條第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を増加する旨の指示を受けたときは、その指示があつた日から六箇月以内に、その指示に従い、漁業法第六十六條の二の規定による許可に基いて営んでいる小型機船底びき網漁業に使用されている船舶につき、左の事項を勧奨して、当該年度において整理すべき船舶を指定し、これを公示するとともに、当該船舶の所有者（当該船舶により小型機船底びき網漁業を営む者が所有者でない場合にあつてはその者及び所有者）に通知しなければならない。

一　当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者が当該船舶による当該漁業を廃止することを希望するかどうか。

二　小型機船底びき網漁業を営む者が当該漁業に関する法令に違反した事実の有無

三　当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者の生計が当該漁業に依存する程度

四　当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者が当該漁業に使用している船舶の隻数

五　当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者の、当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

2　都道府県知事は、前項の規定により整理すべき船舶を指定しようとするときは、あらかじめ、漁業法第六十五條第七項に規定する連合海区漁

業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、前條第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を減少する旨の指示を受けたとき、その他必要があるときは、前項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきいて、第一項の規定により整理すべきものとして指定した船舶について、その指定を取り消すことができる。この場合には、第一項の規定を準用する。

4　連合海区漁業調整委員会は、第二項又は前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

（異議の申立）

第七條　前條第一項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る指定に不服があるときは、都道府県知事に対して異議を申し立てることができる。但し、同項の規定により公示した日から二十日を経過したときは、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に、これについて決定をしなければならない。

（整理船舶についての許可の禁止）

第八條　漁業法第六十六條の二の規定による小型機船底びき網漁業の許可の申請が、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合には、都道府県知事は、その許可をしてはならない。

（補助金の交付）

第九條　政府は、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶の所有者又はその船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営んできた者に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、これらの者がその船舶を他の漁業に転用し、又は漁業以外の産業に転換することを促進するため、補助金を交付することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

政令

関税法、関税定率法及び噸税法の適用上外国とみなされる地域を定める政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十九号

関税法、関税定率法及び噸税法の適用上外国とみなされる地域を定める政令

内閣は、関税法（明治三十二年法律第六十一号）第百四條、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十二條及び噸税法（明治三十二年法律第八十八号）第八條の規定に基き、この政令を制定する。

関税法第百四條、関税定率法第十二條及び噸税法第八條に規定する地域は、左に掲げる地域をいう。

一　北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）

二　孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）

三　沖の鳥島及び南鳥島

附　則

この政令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

関税定率法第十二條の規定によつて外国とみなされる地域の生産に係る物品の輸入税免除に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第百号

関税定率法第十二條の規定によつて外国とみなされる地域の生産に係る物品の輸入税免除に関する政令

内閣は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百十号）附則第四項の規定に基き、及び同項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（原産地の証明）

第一條　関税定率法第十二條の規定によつて外国とみなされる地域（以下「外国とみなされる地域」という。）の生産に係る物品の輸入に際し、輸入税の免除を受けようとする者は、当該物品の原産地を証明しなければならない。但し、郵便物及び価格一万円をこえない物品については、この限りでない。

2　外国とみなされる地域のうち北緯二十九度以南の南西諸島（大東諸島を含まない。）以外の地域の生産に係る物品については、前項の規定にかかわらず、当分の間、原産地の証明を必要としない。

（原産地証明書の証明者）

第二條　前條の規定による物品の原産地の証明は、琉球臨時中央政府商工局長又は当該物品の生産地、仕入地若しくは積出地を所轄する琉球臨時中央政府商工局支局長の証明した原産地証明書（以下本則中「原産地証明書」という。）をもつてしなければならない。

（原産地証明書の記載事項）

第三條　原産地証明書は、物品の記号、番号、品名、数量、価格、包装の個数、生産地及び仕入地を記載したものでなければならない。

（原産地証明書の有効期間）

第四條　原産地証明書は、当該証明書に記載された物品の輸入申告の日において、その発行の日から三月を経過しないものでなければならない。但し、天災その他のやむを得ない事由により当該期間を経過したことについて税関長の承認を受けたものについては、この限りでない。

（原産地証明書の提出）

第五條　原産地証明書は、当該証明書に記載された物品の輸入申告に際し税関長に提出しなければならない。但し、天災その他のやむを得ない事由により輸入申告に際し提出できないことについて税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

附　則

1　この政令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2　北緯二十九度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令（昭和二十六年政令第百二十四号）は、廃止する。

3　昭和二十七年二月一日前に発行された北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十七年政令第八十八号）による改正前の旧北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令第一條に規定する証明者の証明した同條の原産地証明書で、この政令施行の際その発行の日から三月を経過していないものは、その発行の日から三月をこえない期間を限り、第二條に規定する証明者の証明した同條の原産地証明書とみなす。

4　鹿児島県大島郡十島村に関する通貨、預金、債権等の管理の経過措置等に関する政令（昭和二十七年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十條を削る。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◉外務省令第五号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に基き、外務省職員定数規程を次のように定める。

昭和二十七年四月七日　外務大臣　吉田　茂

外務省職員定数規程

1　外務省（外局を除く。）に置かれる職員の各内部部局、附属機関及び在外公館別の定数は、外務事務官、外務技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

区分	定数	備考
内部部局		
大臣官房	五四八人	うち六人は、国立国会図書館支部外務省図書館の職員とする。
欧アジア局	一〇一人	
米局	一二七人	
経済局	一八八人	
條約局	一八八人	
国際協力局	七〇〇人	
情報文化局	九四人	
計	一、一〇〇人	
附属機関		
外務省研修所	六三人	
在外公館	二八五人	各在外公館を通じての定数とする。
合計	一、五四二人	

2　各在外公館別の定数は、前項に規定する在外公館の定数の範囲内において、外務大臣が別に定める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2　在外公館の職員は、当分の間、内部部局又は附属機関において勤務させることができる。

3　外務省職員定数規程（昭和二十四年外務省令第八号）は、廃止する。

◉厚生省令第十一号

毒物又は劇物の指定等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月七日　厚生大臣　吉武　恵市

別表第二毒物に次の二号を加える。

十　テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤

十一　ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤

附　則

この省令は、昭和二十七年四月十九日から施行する。

◉農林省令第二十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四條第二項及び第百十六條第一項第二号の規定に基き、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月七日　農林大臣　広川　弘禅

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項第五号及び第六号中「又は傷害」を「又は傷害であつて共済責任の始まる日以後に生じたことが明かなもの」に改める。

第三十二條中「百分の九十」の下に「又は百分の百」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2　この省令適用前に発生した共済事故及び適用の日の属する共済掛金期間に対応する共済責任については、なお従前の例による。

規則

◉地方財政委員会規則第四号

地方税法第三百九十一條第一項の規定によつて地方財政委員会が決定する固定資産の価格の配分に関する地方財政委員会規則（昭和二十六年四月七日地方財政委員会規則第八号）の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月七日　地方財政委員会委員長　野村　秀雄

地方税法第三百九十一條第一項の規定によつて地方財政委員会が決定する固定資産の価格の配分に関する地方財政委員会規則の一部を改正する規則

地方税法第三百九十一條第一項の規定によつて地方財政委員会が決定する固定資産の価格の配分に関する地方財政委員会規則（昭和二十六年四月七日地方財政委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号を第四号とし、同号但書を次のように改め、改正前の第四号を第三号とする。

但し、基準財政収入額の算定の基礎となつた税収入見込額と著しく異る部分があると認められる場合においては、当該部分について配分に係る年度の税収入見込額に基いて必要な補正をした額をいう。

第四條中「前二條」を「前三條」に改め、同條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

第四條　前二條の規定によつて近隣の他の市町村に配分する大規模固定資産の価格は、当該大規模固定資産の所在する市町村の基準財政収入額から当該大規模固定資産に係る配分を受けた固定資産の価格について算定した税収入見込額を控除した額に当該大規模固定資産に係る税収入見込額を加算した額（以下修正基準財政収入額という。）が当該市町村の基準財政需要額を超える部分について左の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる率（当該市町村が風災その他の災害を受けている場合又はその他特別の事情がある場合においては、下欄に掲げる率）を乗じて得た額に相当する固定資産税の税収入見込額の課税標準とすべき価格の合計額を超えることができない。

修正基準財政収入額が基準財政需要額の百分の百を超え百分の百四十を超えない部分	〇・一	〇・一
修正基準財政収入額が基準財政需要額の百四十を超え百分の百六十を超えない部分	〇・一五	〇・一五
修正基準財政収入額が基準財政需要額の百六十を超え百分の百八十を超えない部分	〇・二五	〇・二五
修正基準財政収入額が基準財政需要額の百八十を超え百分の二百を超えない部分	〇・三七五	〇・二
修正基準財政収入額が基準財政需要額の二百を超え百分の二百五十を超えない部分	〇・五	〇・二五
修正基準財政収入額が基準財政需要額の二百五十を超え百分の三百を超えない部分	〇・六二五	〇・三七五
修正基準財政収入額が基準財政需要額の三百を超え百分の三百五十を超えない部分	〇・七五	〇・五
修正基準財政収入額が基準財政需要額の三百五十を超え百分の四百を超えない部分	〇・八七五	〇・六二五
修正基準財政収入額が基準財政需要額の百分の四百を超える部分		

告示

◉大蔵省告示第六百二十六号

商品券取締法（昭和七年法律第二十八号）第一條第一項の規定により、商品券を発行する者が供託することができる社債及びこれに準ずる債券を指定する告示（昭和二十六年四月大蔵省告示第四百七十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月七日　大蔵大臣　池田　勇人

左に掲げる社債を加える。

名称　回号記号

中部電力株式会社社債　第三回から第六回まで

中国電力株式会社社債　第三回から第五回まで

北海道電力株式会社社債　第三回
北陸電力株式会社社債　第三回
関西電力株式会社社債　第五回から第八回まで
九州電力株式会社社債　第三回から第六回まで
四国電力株式会社社債　第三回及び第四回
東北電力株式会社社債　第四回から第七回まで
東京電力株式会社社債　第四回から第七回まで
大阪瓦斯株式会社社債　第二回に号及び号
西部瓦斯株式会社社債　第二回ろ号
東邦瓦斯株式会社社債　第二回は号
東京瓦斯株式会社社債　第一回とり号及びち号、第二回い号
阪神電気鉄道株式会社社債　第四回い号
北陸鉄道株式会社社債　第二回い号
京成電鉄株式会社社債　第十七回は号
京阪電気鉄道株式会社社債　第一回は号
神戸電気鉄道株式会社社債　第二回い号
西日本鉄道株式会社社債　第十二回ほ号
日本通運株式会社社債　第六回へ号
名古屋鉄道株式会社社債　第八回ろ号
小田急電鉄株式会社社債　第二回は号
大阪商船株式会社社債　第十五回へ号
山陽電気鉄道株式会社社債　第六回は号、第七回い号
西武鉄道株式会社社債　第三回い号
富山地方鉄道株式会社社債　第一回は号
株式会社　尼崎製鋼所社債　第二回ろ号
古河電気工業株式会社社債　第五回は号
富士製鉄株式会社社債　第十回から第十二回まで
日本鋼管株式会社社債　第二回に号から号まで
日亜製鋼株式会社社債　第一回ろ号及び号
株式会社　日本製鋼所社債　第一回は号及びに号
日本軽金属株式会社社債　第三回は号
新扶桑金属工業株式会社社債　第二回ほ号及びへ号
住友電気工業株式会社社債　第三回は号及びに号
八幡製鉄株式会社社債　第十一回から第十四回まで
高砂鉄工株式会社社債　第二回い号
株式会社　播磨造船所社債　第二回ろ号
日立造船株式会社社債　第五回ほ号
株式会社　日立製作所社債　第二回は号及びに号
川崎重工業株式会社社債　第二回ろ号
日本電池株式会社社債　第二回い号
株式会社　新潟鉄工所社債　第五回ほ号及びへ号
東京芝浦電気株式会社社債　第六回へ号
旭化成工業株式会社社債　第一回は号
大日本セルロイド株式会社社債　第一回は号
電気化学工業株式会社社債　第一回ろ号
大協石油株式会社社債　第一回ろ号
富士写真フイルム株式会社社債　第一回ろ号
揖斐川電気工業株式会社社債　第一回は号
鐘淵化学工業株式会社社債　第一回に号
北日本製紙株式会社社債　第一回ろ号
丸善石油株式会社社債　第三回ろ号
日東化学工業株式会社社債　第三回に号
日本パルプ工業株式会社社債　第三回は号
日新化学工業株式会社社債　第四回は号及びに号
日本化成工業株式会社社債　第二回い号及びろ号
新日本窒素肥料株式会社社債　第二回ろ号
昭和石油株式会社社債　第二回に号
昭和電工株式会社社債　第四回に号
東洋高圧工業株式会社社債　第三回ほ号及びへ号
武田薬品工業株式会社社債　第三回は号
大同毛織株式会社社債　第一回は号
大日本紡績株式会社社債　第一回と号
大東紡織株式会社社債　第八回ろ号
富士紡績株式会社社債　第三回は号及びに号
倉敷レイヨン株式会社社債　第四回と号及びち号
興国人絹パルプ株式会社社債　第十一回と号及びち号
呉羽紡績株式会社社債　第五回ほ号及びに号
日本レイヨン株式会社社債　第二回は号
日東紡績株式会社社債　第三回は号
敷島紡績株式会社社債　第六回ろ号
東洋レーヨン株式会社社債　第二回に号及びほ号
東亜紡織株式会社社債　第三回い号及びろ号
帝国人造絹糸株式会社社債　第二回ろ号
東洋紡績株式会社社債　第二回に号
帝国製麻株式会社社債　第一回ろ号
帝国産業株式会社社債　第一回は号
東邦レーヨン株式会社社債　第一回い号
磐城セメント株式会社社債　第九回ろ号
小野田セメント株式会社社債　第十一回ほ号
日本冷蔵株式会社社債　第二回は号
同和鉱業株式会社社債　第二回い号
古河鉱業株式会社社債　第二回ほ号及びへ号
神岡鉱業株式会社社債　第一回に号
三井鉱山株式会社社債　第二回は号
日本鉱業株式会社社債　第五回に号及びほ号
井華鉱業株式会社社債　第一回ほ号
味の素株式会社社債　第一回に号
株式会社　日本経済新聞社社債　第二回ろ号

◉大蔵省告示第六百二十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、津島信用組合第一回割増金附自立定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　津島信用組合第一回割増金附自立定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　六月
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年四月七日から同年五月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一
二等	五〇〇	三
三等	四〇	九〇
四等	二〇	二、九〇五
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十七日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百二十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、碧海信用金庫第四回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　碧海信用金庫第四回割増金附定期預金

二　條件
(イ)契約期間　六月
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年四月七日から同年五月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	五
二等	五〇〇	一五
三等	一〇〇	一〇〇
四等	三〇	三〇〇
五等	二〇	一、〇〇〇
計		九、五七九

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十六日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百二十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、西日本相互銀行第四回ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月七日　大蔵大臣　池田　勇人

一 名称 西日本相互銀行第四回ニコニコ定期預金

二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月八日から同月三十日まで。
四 割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各六組につき次のとおりとする。但し、ニコニコ賞Aは、ニコニコ賞Bのうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
ニコニコ賞A	五〇〇、〇〇〇円	一本
ニコニコ賞B	五〇、〇〇〇	五
一等	一〇、〇〇〇	六〇
二等	一、〇〇〇	一八〇
三等	一〇〇	六、〇〇〇
四等	三〇	六〇、〇〇〇
五等	二〇	五三三、七五四
計		六〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月七日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月十二日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百三十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、三和相互銀行第四回福和定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年四月七日
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 三和相互銀行第四回福和定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月八日から同年五月三十一日まで。
四 割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権八万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	三〇、〇〇〇	五
一等	一〇、〇〇〇	八
二等	五、〇〇〇	一六
三等	一、〇〇〇	一六〇
四等	一〇〇	一、六〇〇
五等	三〇	八、〇〇〇
六等	二〇	七一、八〇九
計		八〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月十四日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月二十日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百三十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、正金殖産無尽第三回正金定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年四月七日
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 正金殖産無尽第三回正金定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月八日から同年五月十五日まで。
四 割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	三〇	五、〇〇〇
五等	二〇	四四、八七五
計		五〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月二十四日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月二十九日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六百三十二号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第六回富山信用金庫平和割増定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年四月七日
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第六回富山信用金庫平和割増定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月八日から同年五月五日まで。
四 割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等A賞及び特等B賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等A賞	一〇、〇〇〇円	一本
特等B賞	五、〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	八
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	六〇
四等	三五	一、〇〇〇
五等	二〇	八、九二〇
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十五日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月二十六日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉厚生省告示第六十四号
昭和三十七年四月一日次の健康保険組合の分割を認可した。
昭和二十七年四月七日
厚生大臣 吉武 恵市

分割により成立する組合
組合の名称 産業セメント健康保険組合
事務所の所在地 福岡県田川市西区弓削田二千八百番地
組合の設立されている事業所の名称及び所在地 産業セメント 福岡県田川市
鉄道株式会社 産業セメント 〃
労働組合 〃
分割後存続する組合
組合の名称 麻生鉱業健康保険組合
事務所の所在地 主たる事務所 福岡県飯塚市大字柏の森千九百番地
従たる事務所 佐賀県西松浦郡山代町大字久原三千八百二十五番地
長崎県北松浦郡小佐々村大字矢岳免大名切百六十九番地
組合の設立されている事業所の名称及び所在地
麻生鉱業株式会社 福岡県飯塚市本社
〃 麻生筑豊鉱業所 〃
〃 芳雄炭鉱山内鉱 〃
〃 芳雄炭鉱上三緒坑 〃
〃 吉隈炭鉱 〃 嘉穂郡桂川町
〃 赤坂炭鉱 〃 庄内村
〃 芳雄炭鉱窪宮坑 〃 飯塚市
〃 綱分炭鉱 〃 嘉穂郡庄内村
〃 芳雄製工所 〃 飯塚市
〃 久原鉱業所 佐賀県西松浦郡山代町
長崎県北松浦郡小佐々村
〃 岳下鉱業所 〃
麻生連合従業員組合 福岡県飯塚市
麻生山田炭坑 〃 糟屋郡山田村

◉農林省告示第百三十七号
漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第五條第一項及び第五項の規定により、次の通り漁港を指定する。
昭和二十七年四月七日
農林大臣 広川 弘禅

漁港の名称	種類	所在地	水域	陸域
高知				
清水	三	幡多郡清水町大字清水	県道と海岸道路の交わる地点から百八十度三百五十メートル、同地点から二百七十度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から防波堤先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域内の水際線に接する臨港道路及び同道路終点から防波堤基部まで引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに字名古佐山三百八十の一番地西端から字大歇馬山四百二十三の一番地北端まで引いた線及び県道並びに水際線により囲まれた地域
田野浦	二	幡多郡大方町大字田野浦	南防波堤基部から百八十度三十メートルの地点を基点とし、同地点から千メートル以内の地点から庄助鼻碧北基部まで引いた線及び厚生橋並びに陸岸により囲まれた海面	防波堤基部から字土居九百六十五番地北端まで引いた線、県道、庄助鼻碧北護岸により囲まれた地域
大島	二	幡多郡宿毛町大字大島	大字大島千八十六番地百八十二号地西端から新網代の鼻まで引いた線、大島橋及び陸岸により囲まれた海面	大字大島千八十六番地百八十二号地から大島千八十六の六十七号地に至る間の水際線から幅三十メートル以内の地域及び大島橋南端から三百メートル以内の地域並びに同道路敷五号地に至る間の臨港道路、水際線により囲まれた地域
小才角	一	幡多郡月灘村大字小才角	白碧から祭碧まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	防波堤の延長線、県道及び下川口村と月灘村の境界線並びに水際線により囲まれた地域
尾浦	一	幡多郡月灘村大字才角字尾浦	弁天島からハカリ碧まで引いた線、ハカリ碧から尾浦崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	大字才角千百二十四番地北端から千百二十二番地北端まで引いた線及び尾浦川並びに水際線により囲まれた地域
栄喜	一	幡多郡小筑紫町大字栄喜	小谷鼻から曲り鼻の先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	字アミホズ浦百九十八番地北端から小谷の鼻終点に至る間の道路及び水際線により囲まれた地域
大海	一	幡多郡小筑紫町大字大海	西小海一ッ碧から相蒸碧まで引いた線、同地点から青瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	防波堤基部から字伊与野ゼンク谷二百四の一番地に至る間の水際線から幅三十メートル以内の地域
伊田	一	幡多郡白田川村大字伊田	防波堤先端を中心として半径三百メートルの円内の海面	防波堤先端を中心として半径三百メートルの円内の県道及び水際線により囲まれた地域
灘	一	幡多郡白田川村大字灘	防波堤基部を中心として半径二百メートルの円内の海面	防波堤基部を中心として半径二百メートルの円内の県道及び水際線により囲まれた地域
浮津	一	幡多郡大方町字浮津	防波堤基部から百八十度二百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域線の延長線、県道及び水際線により囲まれた地域
伊屋	一	幡多郡大方町大字伊屋	伊屋崎から城山の鼻までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域内の水際線から幅五十メートル以内の地域
名鹿	一	幡多郡八束村大字名鹿	東防波堤基部を中心として半径百五十メートルの円内の海面	水域内の水際線から幅四十メートル以内の地域
伊佐	一	幡多郡清水町大字伊佐	一ッ碧から二百七十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線、一ッ碧から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	タバの鼻から字高浜の上百十三番地北端まで引いた線、同地点から字恵美須七百十二番地西端まで引いた線、同地点からコシキ碧まで引いた線及び水際線により囲まれた地域
宇須々木	一	幡多郡宿毛町大字宇須々木	大字宇須々木城の鼻から宮の鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域内の水際線から幅五十メートル以内の地域
母島	一	幡多郡沖ノ島村大字母島	小島先端から平碧下の鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	女城崎から字松の下百八十六番地北端まで引いた線、同地点からスボロ十九番地北端まで引いた線、同地点からスボロノ鼻まで引いた線及び水際線により囲まれた地域
弘瀬	一	幡多郡沖ノ島村大字弘瀬	北防波堤基部を中心として半径百メートルの円内の海面	水域内の水際線から幅三十メートル以内の地域
鵜来島	一	幡多郡沖ノ鵜来島村大字鵜来島	北鼻の端先端から宮の鼻先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	北防波堤基部から南防波堤基部に至る間の水際線から幅五十メートル以内の地域
中ノ島	一	幡多郡沖ノ郷村大字中ノ島	高岡郡多ノ郷村字中ノ島	防波堤基部から字中ノ島八百九十八の五番地に至る間の水際線から幅三十メートル以内の地域並びに字戸島山百二十三番地の(イ)、八百九十九番地及び九百一番地
小室	一	高岡郡興津村字小室	西防波堤基部から零度百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	字港の内二千百八十七番地
野根	一	安芸郡野根町	中央突堤基部を中心として半径二百五十五メートルの円内の海面	中央突堤基部を中心として半径二百五十五メートルの円弧、臨港道路(道路を含む。)、中央突堤基部から二百七十度に引いた線及び県道並びに水際線により囲まれた地域
清水(室戸岬)	一	安芸郡室戸岬町字清水	北防波堤基部を中心として半径百五十メートルの円内の海面	北防波堤基部を中心として半径百五十メートルの円弧及び県道並びに水際線により囲まれた地域

区分	郵便局名	所在地
椎名	一 安芸郡室戸岬町字椎名面	内港北突堤先端を中心として半径四百メートルの円内の海面
日沖	一 安芸郡室戸岬町字日沖	夷礁の夷堂を中心として半径百六十メートルの円内の海面
一切	一 幡多郡大内町大字一切	クエハエの鼻から丘小島崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
橋浦	一 幡多郡大内町大字橋浦	天神の鼻から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
安満地	一 幡多郡大内町大字安満地	観音崎から松島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
柏島	一 幡多郡大内町大字柏島	黒碆から赤禿の鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
龍ヶ迫	一 幡多郡大内町大字龍ヶ迫	黒崎から白崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
加領郷	一 安芸郡奈半利町字加領郷	奈半利町甲八十四番地南端を中心として半径二百五十メートルの円内の海面
住吉	一 香美郡夜須町字住吉	防波堤基部からヨコヅル岩東端までを結んだ線、同地点から西カド碆まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
古満目	一 幡多郡大内町大字古満目	恵美須碆から月灘村大内町境界線と水際線の交わる地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
泊浦	一 幡多郡大内町大字泊浦	古泊西の鼻から茲場崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
行当	一 安芸郡室戸町字行当	龍宮橋東端を中心として半径二百メートルの円内の海面
傍士	一 安芸郡吉良川町字傍士	内港防波堤突端を中心として半径百三十メートルの円内の海面
浦分	一 高岡郡興津村字浦分	防波堤基部を中心として半径五百メートルの円内の海面
中ノ浜	一 幡多郡清水町大字中ノ浜	クエッリ碆から高碆まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三津	一 安芸郡室戸岬町字三津	北防波堤先端を中心として半径四百メートルの円内の海面
東高岡	一 安芸郡室戸岬町字高岡	西防波堤基部を中心として半径二百メートルの円内の海面
高岡	一 安芸郡室戸岬町字高岡	防潮堤北端戎神社を中心として半径二百メートルの円内の海面
粟田	二 板野郡北灘村大字粟田	北灘村大字粟田字東碆示二の七恵比須神社本殿を中心として半径四百メートルの円内の海面
碁の浦	一 板野郡北灘村大字碁の浦	香川県徳島県界北端から東に三百メートルの地点を中心として半径三百メートルの円内の海面
大浦	一 板野郡北灘村大字大浦	北灘村字東浦二十七の二地先防波堤基部を中心として半径四百メートルの円内の海面
古牟岐	一 海部郡牟岐町	牟岐町大字灘字下浜辺恵須鼻を中心として半径三百メートルの円内の海面
堂の浦	一 鳴門市瀬戸町大字堂の浦	鳴門市瀬戸町中船溜荷揚場突堤基部を中心として半径五百メートルの円内の海面
江野島	一 那賀郡今津村大字江野島	今津村大字江野島字平塚畷八十三の十六番地先から字幾島四百四十番地先に至る間の県道今津中島線及び水際線により囲まれた地域

区分	郵便局名	所在地
今津	一 那賀郡今津村大字色ヶ島	今津村幾島入江右岸防砂堤基部を中心として半径三百メートルの円内の海面及び今津浦橋から下流の河川水面
伊座利	一 海部郡阿部村大字伊座利	阿部村大字伊座利中央防波堤西端を中心として半径四百メートルの円内の海面
志和岐	一 海部郡三岐田町大字志和岐浦	三岐田町大字志和岐浦字浦百十四番地塩炊碆突端から志和岐浦字中谷二百九十番地先まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
木岐	一 海部郡三岐田町大字木岐浦	三岐田町大字木岐浦権現岸突端から木岐浦三百九十七の五番地先突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
櫛木	一 海部郡北灘村大字櫛木	北灘村大字櫛木村井の尻天神鳥居を中心として半径四百メートルの円内の海面
日出	一 鳴門市瀬戸町	鳴門市北泊町と北灘村大字櫛木の境界線の交わる地点から日浜谷西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

◉郵政省告示第九十四号

簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基き、昭和二十七年四月一日から、次の簡易郵便局を設置した。

昭和二十七年四月七日

郵政大臣　佐藤　栄作
委託事務

名称	位置
拳母土橋簡易郵便局	愛知県拳母市大字土橋（拳母局郵便区内）
大柳簡易郵便局	同愛知郡常磐村大字大柳（常磐局郵便区内）
五加簡易郵便局	岐阜県加茂郡東白川村大字五加（東白川局郵便区内）
西尾上町簡易郵便局	愛知県幡豆郡西尾町大字上町（西尾局郵便区内）
西尾丁田簡易郵便局	同大字丁田（西尾局郵便区内）
藤簡易郵便局	岐阜県恵那郡武並村大字藤（武並局郵便区内）
三川簡易郵便局	同加茂郡蘇原村大字三川（赤河局郵便区内）
上町簡易郵便局	同石川県鳳至郡柳田村字上町（柳田局郵便区内）
清水簡易郵便局	同珠洲郡西海村字清水（大谷局郵便区内）
小泊簡易郵便局	同三崎村字小泊（三崎局郵便区内）
阿尾簡易郵便局	同富山県氷見郡阿尾村（氷見局郵便区内）
相ノ木簡易郵便局	同中新川郡相ノ木村（新川局郵便区内）
上川合簡易郵便局	京都府天田郡川合村上川合（丹波大原局郵便区内）
門野簡易郵便局	兵庫県養父郡南谷村大字門野（南谷局郵便区内）
大野簡易郵便局	奈良県宇陀郡三本松村大字大野（三本松局郵便区内）
寒川串本簡易郵便局	和歌山県日高郡寒川村大字串本（寒川局郵便区内）
下湯川簡易郵便局	同有田郡八幡村大字下湯川（清水局郵便区内）
大井簡易郵便局	京都府南桑田郡大井村（亀田局郵便区内）
内川簡易郵便局	兵庫県城崎郡内川村（城崎局郵便区内）
香取簡易郵便局	鳥取県西伯郡逢坂村大字松河原（大山局郵便区内）
宇野簡易郵便局	鳥根県那賀郡有福村大字宇野（跡市局郵便区内）
畑鵜簡易郵便局	同大原郡大東町大字畑鵜（大東局郵便区内）
東阿用簡易郵便局	同大字東阿用（大東局郵便区内）
高山簡易郵便局	岡山県川上郡高山村（東三原局郵便区内）
江田島新地簡易郵便局	広島県安芸郡江田島町字新地（江田島局郵便区内）
大串簡易郵便局	同豊田郡西野村大字原田字大串（大西局郵便区内）
椋野簡易郵便局	山口県大島郡瀬野村大字椋野（瀬野局郵便区内）
東郷簡易郵便局	鳥取県気高郡東郷村（美穂局郵便区内）
大御門簡易郵便局	同八頭郡大御門村（郡家局郵便区内）
外園簡易郵便局	島根県簸川郡長浜村大字外園（田雲局郵便区内）
勝加茂簡易郵便局	岡山県勝田郡勝加茂村（檜局郵便区内）
青野簡易郵便局	同後月郡青野村（井原局郵便区内）

昭27.4.7. 第7573号

公文簡易郵便局
加茂簡易郵便局
備後井関簡易郵便局
高光簡易郵便局
杉の泊簡易郵便局
安芸西野簡易郵便局
堀越簡易郵便局
千年簡易郵便局
橋下簡易郵便局
奈留島大串簡易郵便局
志柿本郷簡易郵便局
白丹簡易郵便局
古後簡易郵便局
夏尾簡易郵便局
宮崎大島簡易郵便局
横瀬簡易郵便局
青椎簡易郵便局
油久簡易郵便局
同勝田郡公文村（林野局郵便区内）　同
広島県深安郡加茂村（加茂局郵便区内）　同
同神石郡来見村大字井関（井関局郵便区内）　同
同高光村（福永局郵便区内）　同
同山県郡殿賀村大字下殿河内字杉の泊（上殿局郵便区内）　同
同豊田郡西野村（大西局郵便区内）　同
山口県厚狭郡万倉村大字奥万倉（万倉局郵便区内）　同
福岡県浮羽郡千年村（吉井局郵便区内）　同
佐賀県神埼郡橋下村（北方局郵便区内）　同
長崎県南松浦郡奈留島村大字大串郷（奈留島局郵便区内）　同
熊本県天草郡志柿村大字本郷（島子局郵便区内）　同
大分県直入郡白丹村（久住局郵便区内）　同
同玖珠郡八幡村大字古後（豊後八幡局郵便区内）　同
宮崎県北諸県郡西岳村字夏尾（西岳郵便区内）　同
宮崎市大島町（宮崎局郵便区内）　同
鹿児島県薩摩郡大崎町大字横瀬（大崎局郵便区内）　同
同出水郡大川内村大字上大川内字青椎（大川内局郵便区内）　同
同熊毛郡中種子町大字油久（中種子局郵便区内）　同
船間簡易郵便局
志戸子簡易郵便局
麦生簡易郵便局
足白簡易郵便局
南安岐簡易郵便局
三又簡易郵便局
高塚簡易郵便局
同肝属郡内之浦町大字唐仁原（岸良局郵便区内）　同
同熊毛郡上屋久村大字志戸子（一湊局郵便区内）　同
同下屋久村大字麦生（尾之間局郵便区内）　同
福岡県嘉穂郡足白村（大隈局郵便区内）　簡易郵便局規則第四條第一号及び第三号から第五号までに掲げる事務
大分県東国東郡南安岐村（西安岐局郵便区内）　同
鹿児島県姶良郡蒲生町大字寺師（蒲生局郵便区内）　同
同日置郡東市来町大字養母字塩売口（上市来局郵便区内）　同

◉**郵政省告示第九十五号**

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を使用する。

昭和二十七年四月七日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局	記念事項名称	使用期間
愛知県 刈谷郵便局	郵便友の会発会記念郵便切手展	昭和二十七年四月六日から同　四月八日まで
岐阜県 中津川郵便局	市制施行祝賀	昭和二十七年四月十日から同　四月十四日まで
福井県 福井郵便局	福井復興博覧会	昭和二十七年四月十日から同　六月十日まで
岡山県 玉島郵便局	市制施行祝賀	昭和二十七年四月十日から同　四月十四日まで

◉**経済安定本部告示第一号**

昭和二十六年九月二十五日物価庁告示第百八十号（地代家賃改訂）の一部を次のように改め、昭和二十七年四月一日から適用する。

昭和二十七年四月七日

経済安定本部総裁　吉田　茂

一　第一の一のイの（註）の(1)及び第二の一のAの1の①のイの（註）に次の但書を加える。

但し、その年度の価格が固定資産課税台帳に登録されるまでは、前年度の価格により、登録の翌月から新価格によるものとする。

二　第一の一のロ及び第二の一のAの1の①のロの規定を次のように改める。

ロ、その価格に基きその市町村の税率によつて算出した固定資産税額が、その価格に百分の一・六を乗じた額に比して高額であるときは、その差額の十二分の一をイの規定によつて算出した額に加える。

三　第一の一のハの(2)及び第二の一のAの1の①のハの(2)の規定を削る。

四　第一の四の(2)の規定を削り、第二の二の2の規定を次のように改める。

2　前項の場合において第一、地代の規定によつて算出した地代相当額が従前の地代相当額より大きいときは、その差額を前項の額に加えるものとする。

五　第一の四の(1)及び第二の二の1中「従前の停止統制額又は認可統制額」と第二の四の(3)及び第二の二の3中「昭和二十六年九月三十日の停止統制額又は認可統制額」を「昭和二十七年三月三十一日の停止統制額又は認可統制額」に改める。

正誤

昭和二十五年五月三十一日公布法律第二百十八号港湾法中

頁	段	行	誤	正
四七三	四	二	必規な	必要な

昭和二十七年三月三十一日公布政令第六十号建築士法施行令の一部を改正する政令中

頁	段	行	誤	正
五五五	二	四	参考人には	参考人については

総理府官報報告主任

昭和二十七年二月二十三日公益事業委員会告示第四号第一項第三号但書中「四万ボルト以上」は「四万ボルト以上で且つ、亘長一キロメートル以上」の誤り。

公益事業委員会官報報告主任

昭和二十七年三月二十二日法務府訓令第一号（刑務官服制）附則第一項中「昭和二十七年三月二十日」は「昭和二十七年三月二十二日」の、別表中帽章男の欄中「まとい」は「まとい」の、図中「盛夏上衣（男子）」は「盛夏上衣」の、保安系統職員のそで章の図中「3mm」は「5mm」の、帽の蛇腹の図中「3mm」は「6mm」の、「2mm」は「4mm」の、帽章（女子）の

図中「は」のいずれも誤り。

法務府官報報告主任

昭和二十七年二月十九日公布厚生省令第四号（厚生省組織規程の一部改正）中三七八頁三段検疫所出張所の表中名称の欄「神戸検疫所下津出張所」の、同二月二十二日厚生省告示第三十号中四六六頁三段二一行「七〇％」は「七〇％以上」のいずれも誤り。

厚生省官報報告主任

昭和二十七年二月十三日公布農林省令第三号食糧管理法施行規則の一部を改正する省令中「二五一頁一段一八行「第三号」は「第二号」の誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十七年四月四日官報第七五七一号島根県告示（保解）「**第四号**」及び「**第五号**」はそれぞれ「**第三号**」及び「**第四号**」の誤植

国会事項

○衆議院

◉**法律公布奏上及通知**　四月四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

夏時刻法を廃止する法律

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法

◉**承認を求めるの件送付及通知**　四月四日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

◉**政府委員承認**　四月四日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

経済安定本部物価局長　渡辺　漁亀

地方自治庁行政課長　長野　士郎

地方自治庁公務員課長　佐久間　彊

中央気象台総務部長　北村　純一

◉**議案提出**　四月四日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案

◉**議案受領**　四月四日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

補助貸幣損傷等取締法臨時特例案

◉**回付議案受領**　四月四日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案

◉**議案通知書受領**　四月四日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

夏時刻法を廃止する法律案

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

又同日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

又同日参議院から左の議案が送付された。

◉**請願書及び陳情書送付**　四月四日議院において採択することを議決した戦犯者の釈放等に関する請願外三十九件の請願および戦犯者の減刑釈放に関する陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

◉**議案提出**　四月三日衆議院から左の議案を提出した。

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

◉**議案受領**　四月三日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

ユネスコ活動に関する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法案

◉**議案受領（予備審査）**　四月三日衆議院から左の議案が送付された。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（河原伊三郎外五名提出）

又同日内閣から左の議案が送付された。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

◉**議案付託**　四月三日議長は、左の衆議院提出案を委員会に付託した。

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（衆第二四号）　水産委員会に付託

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案（衆第二一号）　農林委員会に付託

又同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案（閣法第一二四号）　内閣委員会に付託

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案（閣法第一一〇号）

ユネスコ活動に関する法律案（閣法第六二号）　文部委員会に付託

地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）　地方行政委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法案（閣法第六六号）　厚生委員会に付託

◉**議案付託（予備審査）**　四月三日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

特別調達資金設置令の一部を改正する法律案（閣法第一四八号）　大蔵委員会に付託

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第一四九号）

公共工事の前払金保証事業に関する法律案（閣法第一五〇号）　建設委員会に付託

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案（閣法第一五一号）

電気通信委員会に付託

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第一五二号）　法務委員会に付託

又同日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（河原伊三郎外五名提出）（衆第二六号）
地方行政委員会に付託

◉報告書提出　四月一日委員長から左の報告書を提出した。
労働委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
労働委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
又同三日委員長から左の報告書を提出した。
補助貨幣損傷等取締法臨時特例案可決報告書
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案可決報告書
十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書
在外公館の名称及び位置を定める法律案可決報告書
運輸委員会請願審査報告書第三号同
特別報告第四号
法務委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号

正誤

昭和二十七年四月二日国会事項欄衆議院の部議案提出の項九行「（坂田英一外二十二名提出）」は「（松浦東介外二十三名提出）」の誤り。
衆議院官報報告主任

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年三月三日
従七位　奥野　政三
従六位に叙する
勲六等　奥野　政三
勲五等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十七年三月四日　祐吉之助
勲八等に叙し瑞宝章を授ける
（各通）　中央気象台長　和達　清夫
経済調査政務次官　上原　正吉
第十三回国会政府委員を命ずる（四月四日）
地方自治庁行政課長　長野　士郎
（各通）　地方自治庁公務員課長　佐久間　彊
中央気象台総務部長　北村　純一
経済安定本部物価局長　渡辺　逸亀
第十三回国会政府委員を命ずる（四月五日）

○総理府

地方技官　瓜生　和夫
十三級五号俸を給する（二月七日）
（各通）　総理府事務官　宗　勝
同　横川　重衛
総理府統計局総務課勤務を命ずる
同　関口栄次郎
総理府統計局人口部人口第一課勤務を命ずる
総理府統計局人口部人口第二課勤務を命ずる
総理府技官　守岡　隆
総理府統計局人口部人口第三課勤務を命ずる
同　高田　栄三
総理府統計局経済部経済第二課勤務を命ずる
総理府事務官　木下鎧太郎
総理府統計局製表部製表第一課勤務を命ずる
同　石関　一照
総理府統計局製表部製表第三課勤務を命ずる
同　本田　弘人
十四級二号俸を給する
同　斎藤　常勝
十二級四号俸を給する
（各通）　同　畝目武二郎
同　安富　良栄
同　阿部　勝
十一級五号俸を給する
同　有馬　元治
（各通）　総理府技官　加藤益次郎
同　池田　功
十一級三号俸を給する
総理府事務官　山田　圭一
十級七号俸を給する
同　下総　好昌
十級六号俸を給する
総理府技官　高田　栄三
十級四号俸を給する
総理府事務官　御巫　清尚
同　貴島　兼彦
（各通）　同　伊藤　令一
同　三浦　一夫
十級三号俸を給する
同　大町　隆興
九級九号俸を給する
（各通）　同　小林　操三
同　丸山政太郎
九級八号俸を給する
同　間瀬　六朝
（各通）　同　羽良　武
同　木下鎧太郎
総理府技官　新井　関洲
九級七号俸を給する
総理府事務官　山本梅次郎
（各通）　同　井桁　サト
総理府技官　野口　彦一
九級六号俸を給する
同　甲斐　忠男
（各通）　同　伴　英一
同　梶井　直晴
九級五号俸を給する
総理府事務官　佐久間盛睦
九級四号俸を給する
同　藤沢　英一
（各通）　同　依田　泉
同　原　芳郎
同　石関　一照
九級三号俸を給する
同　三浦　正
（各通）　同　横川　重衛
総理府技官　守岡　隆
九級二号俸を給する

十一級三号俸を給する（以上四月一日）　地方技官　中條　猛
○統計委員会
統計委員会常任委員　正木　千冬
願により統計委員会常任委員を免ずる
総理府事務官　川澄巳知雄
通商産業省（出向を命ずる（以上三月三十一日）
同　後藤　正夫
十一級三号俸を給する
同　島村　行雄
十級三号俸を給する（以上四月一日）

○法務府

法務府事務官　小林　博道
法務総裁官房秘書課勤務を命ずる（四月一日）

○大蔵省

◉昭和二十七年三月三十一日
総理府事務官　石田　強治
（各通）　法務府事務官　鈴木　憲三
磯野　正俊
大蔵事務官に任命する
大蔵事務官　田中作十郎
願に依り本官を免ずる（三月十五日）
吉田　清
大臣官房勤務を命ずる
住宅金融公庫へ出向を命ずる
同　羽柴　忠雄
管財局公団清算室長兼肥料配給公団清算人、食糧配給公団清算人、油糧砂糖配給公団清算人、産業復興公団清算人及び価格調整公団清算人を命ずる
同　星野　力
北海道財務局長に補する
同　山崎　直吉
北陸財務局長に補する
同　磯野　正俊
横浜税関長に補する
同　鈴木　憲三
名古屋税関長に補する
同　高橋　英夫
門司税関長に補する
同　岸本　一郎
北海道財務局長心得兼務を免ずる
同　有保　昇
関東財務局理財部長を命ずる
同　上田　新
関東財務局管財部長を命ずる
同　加納　菊男
関東財務局理財部長兼務を免ずる
同　吉川　盛
関東財務局横浜財務部長を命ずる
同　佐々木孝平
関東財務局浦和財務部長を命ずる
同　小林　正誉
関東財務局水戸財務部長を命ずる
同　佐竹藤次郎
関東財務局長野財務部長を命ずる
同　福島　三好
近畿財務局理財部長を命ずる
同　吉成　椎精
近畿財務局京都財務部長を命ずる
同　山本　行衛
近畿財務局神戸財務部長を命ずる
同　鷲山　善洞
近畿財務局奈良財務部長を命ずる
同　山崎　陵
北海道財務局管財部長を命ずる
同　近藤　公男
北海道財務局函館財務部長を命ずる
同　三井　正美
北海道財務局旭川財務部長を命ずる
同　小島　藤仲
北海道財務局釧路財務部長を命ずる
同　勢一　正美
東北財務局理財部長を命ずる
同　矢野　春吉
東北財務局管財部長を命ずる
同　阿部　凶介
東北財務局盛岡財務部長を命ずる
同　清瀬　行夫
東北財務局秋田財務部長を命ずる
同　平野　三郎
東北財務局青森財務部長を命ずる
同　吉田　敬助
東海財務局管財部長を命ずる
同　真下　福来

東海財務局静岡財務部長を命ずる
同　稲垣　勇
東海財務局津財務部長を命ずる
同　高橋　市造
東海財務局岐阜財務部長を命ずる
同　園浦　和己
東海財務局津財務部長心得兼務を免ずる
同　斎藤　勤
北陸財務局理財部長を命ずる
同　石田　強治
北陸財務局福井財務部長を命ずる
同　成岡　三郎
北陸財務局富山財務部長を命ずる
同　九鬼　隆三
中国財務局鳥取財務部長を命ずる
同　高橋九州夫
四国財務局松山財務部長を命ずる
同　白水　博愛
北九州財務局理財部長を命ずる
同　沖　良人
南九州財務局理財部長を命ずる
同　高橋　和也
南九州財務局管財部長を命ずる
同　江藤　俊助
南九州財務局鹿児島財務部長を命ずる
同　小泉　徳夫
大臣官房調査部勤務を命ずる
同　津吉　伊定
主税局税関部勤務を命ずる
同　水谷　保和
理財局勤務を命ずる
（各通）　同　大塚　俊二
同　鈴木　邦一
管財局勤務を命ずる
同　森田　鋼治
近畿財務局勤務を命ずる
同　及川　武雄
東北財務局勤務を命ずる
同　吉川　昌二
神戸税関監視部次長を命ずる
同　藤岡真佐夫
（各通）　同　松川　道哉
同　森田　照司
国税庁へ出向を命ずる

大蔵事務官　生田目貞敏　同
同　鵜飼　進　同
同　小松　義雄　同
同　辻畑　泰輔　同
同　中出　芳雄　同
同　林田　龍喜　同
（各通）　同　藤田　六也　同
同　松成　光穂　同
同　虫明　一正　同
同　富月　玉城　同
同　山崎　国蔵　大蔵技官　伊藤　八郎
同　加守　賢吾
願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）

○文部省

文部教官　田中　哲郎
京都大学教授に補する（二月一日）
同　稲田　しげ
奈良女子大学奈良女子高等師範学校教授に補する（三月一日）
同　吾妻　潔
東京大学教授に補する（三月六日）
同　渡辺　輝一
横浜国立大学附属図書館長を免ずる
文部事務官　穂苅　忠二
新潟大学教育学部長岡分校事務長事務代理を免ずる
文部教官　福田嘉太郎
愛知学芸大学安城分校主事を免ずる
同　高村与三松
同　横田　俊一
同　大島　利一
同　辻田右左男
同　松島　祥夫
奈良女子大学教授に補する
（各通）　同　富永　正
同　早田　恒男
奈良女子大学講師に補する
文部事務官　近森　一重
同　植木　良秀
（各通）　文部教官　稲田　しげ
同　池内　房吉
願により本官を免ずる（以上三月三十一日）

北海道大学教授に補する
同　中野秀五郎
兼ねて小樽商科大学短期大学部学長に補する
同　大野　純一
願により本官を免ずる（以上四月一日）
同　吉田善一郎

○厚生省

厚生事務官　末宗　寛覚
九州医務出張所長心得を免ずる
同　笠原　真作
国立立川病院庶務課長を命ずる
同　片岡　茂
九級二号俸を給する
国立静岡病院庶務課長を命ずる
同　庄村英四郎
国立岡山病院庶務課長を命ずる
同　藤井　包典
国立福山病院庶務課長を命ずる
同　弘中　友胤
国立岩国病院庶務課長を命ずる
同　中島　盛一
国立別府病院庶務課長を命ずる
同　佐藤　進
国立嬉野病院庶務課長を命ずる
同　吉峯　純孝
国立都城病院庶務課長を命ずる
同　羽物　正次
国立下総療養所庶務課長を命ずる
同　河重　巌
九級一号俸を給する
国立療養所柳井病院庶務課長を命ずる
同　衛藤　義行
国立療養所豊福園庶務課長を命ずる
同　吉田　西三
国立加治木療養所庶務課長を命ずる
同　小松　正巳
国立肥前療養所庶務課長を命ずる
同　福光　武男
国立療養所菊池恵楓園庶務課長を命ずる
同　景山　岩吉
（各通）　同　若林　文治
関東信越医務出張所勤務を命ずる

東海北陸医務出張所勤務を命ずる
同　小泉　彌六
中国医務出張所勤務を命ずる
同　小山　寅一
（各通）　同　下瀬初太郎
同　西田　一夫
同　上原　栄
同　幸田　一雄
九州医務出張所勤務を命ずる
厚生技官　古賀　秀夫
国立筑紫病院庶務課長事務取扱を命ずる
同　日下　連
国立岡山病院庶務課長事務取扱を免ずる
同　渡辺　真澄
国立岩国病院庶務課長事務取扱を免ずる
同　真坂　秀夫
国立寺泊療養所庶務課長事務取扱を命ずる
同　久木田重雄
国立療養所霧島病院庶務課長事務取扱を命ずる
同　佐々　虎雄
国立福岡療養所庶務課長事務取扱を命ずる
同　勝間田　功
国立鹿児島療養所庶務課長事務取扱を命ずる
厚生技官　松葉清左衛門
厚生事務官　奥村　昇司
同　平林　富重
（各通）　同　山田　武治
同　高橋　定治
同　矢崎　正治
同　伊藤　雄利
同　小山　寅一
同　西田　一夫
同　下瀬初太郎
願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）

十級一号俸を給する
厚生事務官　小林　貞一
国立武雄療養所庶務課長を命ずる（四月一日）

○農林省

◉昭和二十七年四月一日
経済安定技官　仙波　喬
農林技官に任命する
農林事務官　村田　豊三
農林局農業協同組合部農村工業課長兼務を命ずる
農林技官　水口　宏三
願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）
同　仙波　喬
中国種畜牧場長を命ずる（四月一日）

○経済安定本部

◉昭和二十七年三月二十五日
経済安定事務官　稲木　進
経済調査官に任命する
◉昭和二十七年三月三十一日
経済安定事務官　南　八男
経済調査官に任命する
経済調査官　亀岡　鶴雄
札幌管区経済局査察部査察第二課長を命ずる
同　山本　金一
釧路地方経済調査局長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
経済安定事務官　横山　幸生
札幌地方経済調査局長事務取扱を命ずる
経済調査官　林　英次郎
山梨地方経済調査局長を命ずる
同　柴田　哲雄
岐阜地方経済調査局長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
経済安定事務官　山中　徳二
岐阜地方経済調査局長事務取扱を免ずる
同　岡松進次郎
大阪管区経済局総務課長事務取扱を命ずる
同　吉成　椎精
大阪管区経済局監査部監査第一課長事務取扱を免ずる

経済調査官　信澤　明

大阪管区経済局監査部監査第一課長を命ずる　同　伊場　信一

大阪管区経済局監査部監査第三課長事務取扱を命ずる　同　黒山　宣雄

福井地方経済調査局長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）　同　藤井　香

広島管区経済局監査部監査第三課長を命ずる　同　本村　浩

広島管区経済局監査部監査第三課長事務取扱を免ずる　同　土岐　龍雄

広島管区経済局監査部監査第三課長を命ずる　同　奥村　英雄

広島管区経済局監査部監査第三課長事務取扱を免ずる　同　稲木　進

高松管区経済局査察部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）　同　高松管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を命ずる　経済安定事務官　鈴木　武男

高松管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を免ずる　経済調査官　森田　貞男

福岡管区経済局査察部長を命ずる　同　奥田　貞夫

福岡管区経済局監査部監査第二課長事務取扱を命ずる　同　工藤　太郎

福岡地方経済調査局長を命ずる　経済安定事務官　鈴木信太郎

福岡地方経済調査局長事務取扱を免ずる　経済調査官　別府　誠之

熊本地方経済調査局長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）　同　岩佐　忠哉

経済調査庁へ出向を命ずる　同　谷口寿太郎

願に依り本官を免ずる（以上三月二十五日）　経済安定事務官　横山　幸生

札幌管区経済局総務課長事務取扱を命ずる　同

札幌管区経済局物価部長事務取扱を免ずる　同　尾崎　与作

札幌管区経済局物価部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）　経済調査官　加留部直人

高松管区経済局監査部監査第一課長を命ずる　同　志岐　卯吉

高松管区経済局監査部監査第三課長事務取扱を命ずる（以上三月三十日）　山田　三義

札幌管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を命ずる　同　岩崎彌兵衛

函館地方経済調査局長心得を命ずる　同　松尾　政喜

旭川地方経済調査局長心得を命ずる　経済安定事務官　高島　省三

仙台管区経済局調整部調整第二課長事務取扱を命ずる　経済調査官　藤原滝三郎

岩手地方経済調査局長心得を命ずる　同　南　八男

大阪管区経済局監査部長を命ずる　経済安定事務官　岡松進次郎

大阪管区経済局監査部長事務取扱を免ずる　同　中村　清英

大阪管区経済局調整部長を命ずる　大阪管区経済局調整部調整第一課長事務取扱を命ずる　同　小林　寅美

広島管区経済局調整部調整第一課長事務取扱を命ずる　経済調査官　本村　浩

広島管区経済局査察部査察第一課長事務取扱を命ずる

福岡管区経済局調整部長事務取扱を命ずる　経済調査官　小野七五三男

長崎地方経済調査局長心得を命ずる　経済安定本部部員　二木　靖

願に依り本職を免ずる　経済調査官兼経済安定事務官　小山　伝作

願に依り本官並びに兼官を免ずる　経済安定事務官　穴田　良三

同　石勤　平治

同　大森　益忠

同　小林　実

同　篠永　幸夫

同　高野　栄一　同　栄一

同　千葉　藤島　博喜

同　古野　利秋

同　経済安定技官　早川　正三

経済調査官　岩竹　貫

同　稲毛　新

同　小野　文質

同　佐藤　慶吉

同　高野　重一

同　中西　弘成

（各通）

願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）

○経済調査庁

◉昭和二十七年三月十六日　経済安定事務官　中川　勇

経済調査官に任命する　経済調査官　中沢　栄徳

（各通）　同　前原　丸一

同　松原　弘範

願に依り本官を免ずる（三月十五日）　中川　勇

経済調査庁長官官房法務課勤務を命ずる（三月十六日）　同　土岐　龍雄

経済安定本部へ出向を命ずる　同　岩佐　忠哉

経済調査庁査察部第三課勤務を命ずる（以上三月二十五日）

皇室事項

◉行幸啓　天皇皇后両陛下は、四月四日午前十時十二分御出門、静岡県田方郡函南村において行われた植樹祭へ行幸啓、午後四時五十分還幸啓になった。

官庁事項

○法務府

◉公証人任命　浜田宗四郎、長谷川鋭、中村盛夫、松井善太郎は、四月一日いずれも公証人に任命、浜田宗四郎、長谷川鋭、中村盛夫は共に東京法務局所属、浜田宗四郎は元公証人石川音次の、長谷川鋭は元公証人中台三樹三郎の、中村盛夫は故公証人中西謹一の、松井善太郎は福岡法務局所属元公証人浅沼猪助の各後任を命ぜられた。

正誤

昭和二十七年四月一日官庁事項欄最高裁判所の部再審による無罪判決の公示中、一九頁四段終りから一八行「大字竹台」は「大字竹合」の誤植

大蔵省公告

○特別公債金計十弐鑑今市

昭和27年4月19日から3日間にわたり施行する特別公債金計十弐鑑の買鑑を次のとおり公告します。

昭和27年4月7日

公債金計十弐鑑　河本　文一

曾禰財務局長　鈴木　巍

横浜財務局　横浜市千代田区神田神保町8丁目　専修大学

大阪財務局　大阪市天王寺区清水町48番地　同　立大阪学芸大学

北海道財務局　札幌市大通西7丁目3番地　札幌国税局今鑑鑑

東北財務局　仙台市北一番丁111番地　東北財務局今鑑鑑

東北財務局　名古屋市中区南外堀町6丁目1番地　名古屋国税局今鑑鑑

北陸財務局　金沢市出羽町一番丁3番地　北陸財務局今鑑鑑

中国財務局　広島市鶴見町　中国財務局今鑑鑑

四国財務局　高松市宮脇町162番地　四国財務局今鑑鑑

北九州財務局　福岡市須崎町134番地の2　福岡女子大学鑑鑑鑑

南九州財務局　熊本市花園町88番地　熊本国税局今鑑鑑

裁判所公告（◉印は新料金）

○準禁治産宣告

◉本籍並びに住所石川県河北郡花園村字千杉ト十五番地の二　片山　清蔵

右の者に対し母片山ナツの申立により当裁判所は昭和二十七年三月十二日準禁治産の宣告をした。

昭和二十七年三月三十一日　金沢家庭裁判所

○公示催告

◉昭和二十七年（ヲ）第二号　熊本市西坪井町二十七番地　申立人　渡辺　良一

左記表示の証券について右申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十月十日午前十時迄に当裁判所に届出且証券を提出されたい。若し右期日迄に届出がないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十五日　熊本簡易裁判所　裁判官　中津海義則

記

一　為替手形　一通

額面金額　金二十五万円也

支払期日　昭和二十七年三月六日

支払場所　第一銀行熊本支店

振出地　熊本市

振出日　なし

受取人　なし

振出人　なし

宛名人　熊本市細工町一丁目三十一　株式会社松本商店代表取締役松本善八

引受人　同上

最終所持人　熊本市西坪井町二十七番地渡辺良一

◉昭和二十七年（ヲ）第八号　広島市東観音町二丁目三七二番地　申立人　島原繁太郎

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月二十五日　広島簡易裁判所

（別紙）　目録

広島電鉄株式会社株券一百株券十八枚

株券記号番号　第二三四五号、コ第二三四六号

発行年月日　昭和二十二年六月五日

株券記号番号　E第六八六六号、E第六八七七号、E第五〇三六号、E第五〇三七号、E第五〇三八号

発行年月日　昭和二十三年十一月一日

株券記号番号　Z第四六一号

発行年月日　昭和二十六年五月二十六日

株券記号番号　と第二一三四号、と第二一三五号、と第二一三六号、と第二一六八七号、と第二一六八八号、と第二一六九〇号、と第二一六九九号、と第二一六九一号、と第二一六九二号

発行年月日　昭和二十五年二月一日

額面　金五千円　金五十円

一株金額　広島電鉄株式会社

商号　広島電鉄株式会社

資本総額　金一億三千五百万円

成立年月日　昭和十七年四月十日

発行者　広島電鉄株式会社取締役社長多山恒次郎

最終株主　島原繁太郎

最終所持人　島原繁太郎

◉昭和二十七年（ヘ）第八〇号　東京都葛飾区本田四ツ木町二番地　申立人　合資会社大塚製作所

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其所持人

その証券の所持人は昭和二十七年十月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月五日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目録

一　約束手形　一通

金額　七万一千三百二十九円十五銭也

支払期日　昭和二十七年四月五日

支払地　大阪市東区

支払場所　大阪銀行高麗橋支店

振出地　大阪市東区

振出日　昭和二十七年二月二十二日

振出人　大阪市東区淡路町二丁目四十八八番地、ダイヤモンド株式会社

宛名人　合資会社大塚製作所

一　小切手　一通

番号　い〇七三七一号

金額　五万円也

種別　持参人払式

振出地　大阪市東区

振出日　昭和二十七年三月五日

振出人　大阪市東区淡路町二丁目四十八番地、ダイヤモンド株式会社

支払人　大阪銀行高麗橋支店

◉昭和二十七年（ヘ）第八一号　奈良県南葛城郡秋津村大字室一二七〇　山田繁治方　申立人　吉川　鉄司

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月五日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目録

東洋映画株式会社株式六百株（株券十二枚）

記号番号　AZ自第一六五一号至第一六六一号

株券額面　一株に付金二十円也

払込額　一株に付金二十円也

株券発行者　東洋映画株式会社

株券発行日　昭和二十二年八月十日

最終株主　吉川鉄司

◉昭和二十七年（ヘ）第三号　芦屋市打出春日町三十八番地　申立人　松橋　隆三

右申立人依り別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月六日　難簡易裁判所

（別紙）　目録

川崎製鉄株式会社株式一百株券二枚

額面　金五千円也

一株の金額　金五十円也

発行者　川崎製鉄株式会社

記号番号及び番号並びに株券最終名義人

記号番号　百株券わ第六二二二〇号、同第四八一四八号二枚

株券最終名義人　松橋隆三

◉昭和二十七年（ヘ）第一号　京都市伏見区深草西出町二二番地　申立人　船岡　義蔵

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十日　伊丹簡易裁判所　裁判官　宮原増次

（別紙）　目録

一株の金額及払込金額　金五十円也

記号番号　自一四七六号至一四七八号一百株券三枚

発行者　兵庫県伊丹市伊丹五五八、東洋リノリューム株式会社取締役社長森信敬二

発行日　昭和二十三年十一月一日

最終株主　船岡義蔵

◉昭和二十七年（ヘ）第一二八号　福岡県筑紫郡水城村大字国分一八七　申立人　松島　元

右代理人　伊藤　麻知

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は、破産者に弁済をし、又はその財産を交附してはならぬ。破産者に対し、債務を負担する者は、その旨破産者の財産を所持する者は、その財産を所持する者は、その旨破産者の財産を所持するものが別除権を有することを、昭和二十七年四月二十一日までに破産管財人に届出ねばならぬ。

昭和二十七年四月三日　東京地方裁判所　裁判官　小西高秀

地方公共団体公告

昭和二十六年度償還宇和島市整理公債償還公告

昭和二十六年度に償還する宇和島市整理公債額面総額八万円也に対して抽せんの結果次の通り当せん番号が決定したから証書及利札と引換えに元利金を受領せられたい。

昭和二十七年三月三十一日　宇和島市長　中平常太郎

記

一、償還期日　昭和二十七年三月三十一日より五月三十一日まで

一、支払場所　富士信託銀行株式会社本支店

一、公債種別　宇和島市整理公債

一、当せん番号

一万円券　第一二号　第四〇号

第一四号　第五四号　第八五号　第九一号

千円券　第五五号

第四号　第三七号　第五四号　第六〇号

第八八号　第九六号　第一〇七号　第一〇九号　第一一二号

一百円券　第一四号　第二七号　第三四号

第五三号　第六〇号　第六六号

第八四号　第九五号　第一一二号

第一一四号

日本銀行公告

日本銀行営業毎旬報告

（昭和二十七年三月三十一日）

資産の部　千円

金地金　五〇二六七

現金　六八二七六

受取人　なし

振出人　なし

宛名人　熊本市細工町一丁目三十一　株式会社松本商店代表取締役松本善八

引受人　同上

最終所持人　熊本市西坪井町二十七番地渡辺良一

◉昭和二十七年（ヘ）第八号　広島市東観音町二丁目三七二番地　申立人　島原繁太郎

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月二十五日　広島簡易裁判所

（別紙）　目録

広島電鉄株式会社株券一百株券十八枚

株券記号番号　第二三四五号、コ第二三四六号

発行年月日　昭和二十二年六月五日

株券記号番号　E第六八六六号、E第六八七七号、E第五〇三六号、E第五〇三七号、E第五〇三八号

発行年月日　昭和二十三年十一月一日

株券記号番号　Z第四六一号

発行年月日　昭和二十六年五月二十六日

株券記号番号　と第二一三四号、と第二一三五号、と第二一三六号、と第二一六八七号、と第二一六八八号、と第二一六九〇号、と第二一六九九号、と第二一六九一号、と第二一六九二号

発行年月日　昭和二十五年二月一日

額面　金五千円　金五十円

一株金額　広島電鉄株式会社

商号　広島電鉄株式会社

資本総額　金一億三千五百万円

成立年月日　昭和十七年四月十日

発行者　広島電鉄株式会社取締役社長多山恒次郎

最終株主　島原繁太郎

最終所持人　島原繁太郎

◉昭和二十七年（ヘ）第八〇号　東京都葛飾区本田四ツ木町二番地　申立人　合資会社大塚製作所

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其所持人

第7573号

割引手形	一二四、六二六、六九三
貸付金	一〇三、一〇二、三七六
外国為替貸付	九七、〇三五、九六一
政府貸付金	三九、六六九、九五五
国債	九九、六七二、三四八
内国為替集中決済立替金	一六、四九四、一四三
代理店勘定	六、〇七三、三四七
雑勘定	一三七、五五六、七四六
総計	六二五、四七一、一三五
負債の部	
発行銀行券	四五七、五七六、四二八
金融機関預金	四、五七九、七一八
政府預金	九七、一九七、〇一九
其他預金	三、六七七、一一九
内国為替集中決済預り金	一七、四二六、〇九二
準備金	八、八四七、七四六
雑勘定	三三、四三六、七五四
資本金	一〇〇、〇〇〇
積立金	二、六三〇、二五六
総計	六二五、四七一、一三五

日本銀行券三月中平均発行高　四四〇、七五〇、一七一

昭和二十七年四月二日　日本銀行

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当社は昭和二十七年二月八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二日
東京都港区芝田村町二丁目四番地　新英産業株式会社
清算人　堀越　晋一
清算事務所　武蔵野市吉祥寺四八〇番地

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月二十九日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月四日
東京都新宿区戸塚町一丁目四一七　株式会社桜化学研究所
清算人　五十嵐保司
清算事務所　同都渋谷区代々木西原町八九六

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年三月二十日開催の決議に因り即日解散致しましたので当会社に対し債権を有せられる方は第二回掲載の翌日から二箇月以内にお申出ないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十二日
京都市中京区蛸薬師通油小路西入亀屋町二七六番地　互紅株式会社
清算人　中川　隆由
同　野崎　泰

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年三月三十一日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月一日
東京都港区芝新橋二丁目一番地　オーシャントレーデング株式会社
清算人　花田　雄治

資本減少公告

当会社は昭和二十七年三月二十四日の定時株主総会において資本金五百万円を金二百万円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年四月三日
東京都台東区入谷町二六番地　東京作業被服株式会社
（旧称加藤被服株式会社）

組織変更公告

当会社は昭和二十七年三月一日社員総会に於て株式会社に組織を変更することを決議致しましたから異議ある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年三月十日
広島市旭町一八四一番地　富士工業有限会社

合併公告

昭和二十六年十二月二十日開催の株主総会で左記両会社は合併して甲は乙の権利義務一切を継承して存続し乙は解散することを決議したのでこの合併に異議のある方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。

昭和二十六年十二月二十五日
静岡市柳町五十八番地　甲　国光オブラート株式会社
静岡市柳町五十六番地　乙　国光加工紙株式会社

4級職公務員受験講座

四級職試験は誰でも受験できる！

中学卒業者は最適の指導書である本講座に学べば、短期独学で公務員となれる。また三級以下の公務員はこの試験に合格すれば四級職に昇任できる。

試験は十二月頃施行

5・6級職公務員受験講座

五・六級職試験準備最適指導書

この試験に必要な法律・管理学科が重点的に講述された本講座は、旧制中・専門卒業者が中堅公務員となるための準備教養講座として本邦唯一のものである。

試験は九月頃施行

財団法人　日本法制学会
（切手二十円送学則呈）東京都渋谷局区内穏田

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年三月十七日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月七日
東京都中央区月島西河岸通一丁目四番地　丸金堰詰株式会社
清算人　渡辺　綽

会社設立公告

一、設立年月日　昭和二十七年三月十七日
二、商号　城北タクシー株式会社
三、所在地　松山市魚町二丁目三番地
四、資本金　金一百万円也
五、目的
一、一般旅客自動車貸切
二、右に附帯する事業
六、役員
代表取締役社長　堀本　宣実
取締役　永野　貞一
同　堀内　政春
監査役　渡部　行孝

旧株券の提出不能につき異議申述公告

当会社の額面変更による株式併合につき長野県上高井郡川田村二六四三牧武雄は旧株券四通（乙第三五二号から三五五号まで）同所牧喜美代は旧株券六通（乙第五六七号、丙第三六六号から三七〇号まで）を紛失のため提出不能でありますが同人に右株式を併合した新株券を交付することに対し利害関係者において異議があれば昭和二十七年六月三十日までにその御申出相成たく右牧武雄及牧喜美代の請求により公告致します。

昭和二十七年四月一日
東京都中央区八丁堀四丁目三番地　鳳城炭砿株式会社

決定整備計画実行完了公告

当会社は昭和二十七年四月二日附にて決定整備計画の実行を完了した。

昭和二十七年四月三日
東京都大田区羽田一丁目一七八番地　東神興業株式会社

第十期決算公告

昭和二十七年一月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

固定資産	一九、二九八、八六七・六九
流動資産	三六九、八〇一・七五
合計	一九、六六八、六六九・四四
負債の部	
長期負債	五、九〇〇、〇〇〇・〇〇
短期負債	二、六七六、一一一・六一
資本勘定	一一、〇九二、五五七・八三
合計	一九、六六八、六六九・四四

昭和二十七年三月　帝都冷蔵株式会社

第四十一期決算公告

貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

（借方）

現金	四三、三五四、一八九・四三
預金	二三五、八二七、六七四・七六
受取手形	二八九、六六四、五八三・六八
売掛金	七五六、〇四二、三七二・〇〇
其他材料	一〇〇、一〇四、七二一・〇〇
仕掛品	二七七、〇九〇、九一四・〇〇
製品	三二、六一一、〇七八・四一
貯蔵品	四、一三一、五三三・二一
土地	一〇三、一一二、三六一・二四
建物	一〇三、五五三、九五九・六二
設備	二八、七九〇、二一二・七〇
機械装置	五八五、三七六・〇三
工具器具備品	二一二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
車輌運搬具	二七八、四一一・〇〇
工業所有権	三、一九三、九九一・二一
投資資産	二九、三三八、一九六・五〇
差入保証金	一四五、七五九、六四七・九六
未経過経費	二、三四五、四一九、三三二・七五
当期損失金	
合計	

（貸方）

支払手形	三五八、八五〇、四四七・五一
借入金	一、一〇一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	二五一、三一五、一〇六・二四
前受金	一七、六九三、〇三一・二五
預り保証金	三六、五二〇、三〇八・七九
未経過収益	二三、六五二・〇〇
資本金	二三六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
従業員退職準備金	一〇九、五四九、二四四・〇〇
設備改善準備金	五、〇四一、六〇五・〇〇
工業所有権償却引当金	三、四〇一、〇六七・〇〇
不良戻品引当金	三二、三〇〇、〇〇〇・〇〇
法定利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一六七、五四九、七八四・〇〇
前期繰越益金	二四、一七五、九七六・九六
合計	二、三四五、四一九、三三二・七五

昭和二十七年三月三十一日
神戸市葺合区筒井町一丁目二〇　日本ダンロップ護謨株式会社

訂正公告

昭和二十六年十二月八日官報第七四七六号所載株式併合による株券提出公告中「昭和二十六年十一月二十三日」とあるを「昭和二十六年十一月二十八日」の間違に付訂正する。

昭和二十七年三月二十七日
広島市大洲町百四十一番地　広島バス株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　三月三十一日付第二十九号八頁◉同七日付第三十八号八頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　通信料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円　千五百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　二百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁
電話九段（33）三一—五九　振替東京一九〇〇〇番

昭27. 4. 7.

号外（第三十八号）

官報

総理府公告

◎資格審査結果公告
（自昭和二十七年三月一日 至同 三月三十一日）

第五十五号
昭和二十七年四月七日
内閣官房長官　保利　茂

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）、昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の施行に関する命令（昭和二十二年閣令、内務省令第一号）及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により内閣総理大臣が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市区町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれを取り換え、取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市区町村役場に編てつ保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は内閣総理大臣官房監査課又は関係都道府県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員　二、七八七名

1. 非該当決定者　二、七八七名

（イ）昇任又は任命予定者

新たに就こうとする公職及び氏名

判事　山下　雅邦

裁判所書記官補
鈴木　隆昭　佐藤　久
海老名宣夫　武林　静雄　板東　勲
少年調査官　中村　享
河原　学　美代　文明　坂野　義男
福永　緯夫　家事調査官　小林　麗子
家事調査官補
中島　清　岡本　達之
総理府事務官
鈴木　永一　柴沼　昭　伊藤　幸郎
中村進三郎　中村　肇　大野　弘
今城　亨　塩見　篤
総理府技官
田中　謙治　堀野　恭一　富沢　英司
佐々木新六　明石　俊彦　中山　武夫
上村　駿逸　武田　志郎
科学技術行政協議会専門委員
竹内　千里　渡辺　久義　横田　清義
青木　茂夫　遠藤　孝蔵　久竹　春重
堀内　幸雄　星川八重子　穂積　進午
石川　昇栄　川那辺慶雄　菊田　初雄
宮本　理吉　茂木　清　中川　正郎
中村　千年　野島　一夫　小野寺　利男
刑部　三郎　小田部　勝　鈴木　昭
富田キンエ　幸　国宗　福岡　敏男
相原　吉蔵　藤原　力　安部　順一
日高　美利　上村清次郎　北村　一
政岡　増義　松本健四郎　中村　鎮
中田　貢　斎藤　隆男
警察予備隊本部部員
経済安定本部部員
法務府事務官
法務府技官
松平　忠信　飯田　正夫　小森　康彦
石井　良一　信田　幸一　池田　喬
瀬川　耕逸　大沢　博
文部事務官
出戸　幸松　和田森　弘　福島徳太郎
海崎与三松　池野　周一　木寺　芳子
花房　晴雄　吉田　敏夫　山岡　清一
斎藤　巽　岡上　順子　丸一　章
牧野　真也　三宅　照純　野口金之助
大竹　隆昌　宇津木四郎　笠井　健次
片桐　直治　高橋　理人　片山　治作
鎌田　光子　播井　省吾　清水　正
高橋　衛　曾根田豊子　池田　静喜
杉山　益人

文部技官
本田　宏明　江島　栄喜　鶴岡　隆　落合　良子
松浦　千之　古橋　栄一　前川　忠良　築田　司
小宮山誠一　杉浦　英一　松浦喜一郎
文部教官　倉田　清夫　大村　裕
上田　俊美　池田サワ子
有働淳之助　淑子　君島　貞男
新渡　喜郎　塚本　宏
渡辺　善八　植田美代子
川村　徹　松尾　博
中島　昭雄　堀米　隆男
河合　澄雄　米倉　二郎
中邑　哲郎　遠藤　和望
寺島　順造
大井　徹　谷野　典二
丸子　基夫　岸川　光雄
玉崎　幸二　松浦　富雄
太田　卓　中川　勇
市丸　道人　金井　薩男
大塚　新　稲垣　哲朗
太郎　薄田　司
林　武臣　石田　新
三田　正揚　砂辺　幸正
長谷川　工　平田　吉雄
高橋雷次郎　西川　史郎
伊藤　忠彦　石田　美雄
工藤　晃　広沢　吉平
大越　親　中原　重樹
江村　富男　辻　嘉一
佐藤　正一　川島　正彦
西村　倬　朝倉　恭三
島村雅　大高　文男　渡辺　勝也
三郎　飯生　雅也　高山　清二
川崎十四三　縫田　木戸田四郎
阿部　信雄　藤江　秀夫　平井　滋郎
箱守仙一郎　今井　清　大喜多敏一
及川　恒武　瀬戸　節子　戸谷　三郎
吉田　郁郎　永山　茂夫　藤岡　豊
大内　弘　三村　義一　石原　達夫
文化財保護委員会委員
三上　勇蔵　中野　富楠　小原六兵衛
学徒厚生審議会委員　宮沢　大元
厚生事務官
大谷　孝知　森　常弘　横関　寿之
南雲政次郎　遠藤登喜雄　熊谷　雅
山川　鉄雄　菊間　勇　津上　将治
脇坂　健夫　小泉　利一　野口　英男
松本　政一　古賀　末好　平川　哲円

石賀　修　入江仙太郎　森　正彦
田中　澄子　高木　フジ　薗部ひで子
清水源太郎　久保　勲　松井從一郎
青木　美子　高島　真冴　伊藤千恵子
坂本いちの　利根川喜久江　江本　瑞子
末次　和子　大和志げみ　横井　俊子
柳沢　幸子　猪子　芳江　宮森　成子
渡辺富久子　藤井　哲夫　瀬野　よし
牛腸　和子　実川　澄子　松本　久子
中村　英子　前原鉄之助　吉田　孝
青山　利子　山崎　愛子
進藤　とよ　戸塚　季子
粕谷　清吉　斎藤関三郎
新美　寅三　秋元益太郎
関根　琢治　山本　脩一
小舘　清実　山田正三郎
兼松　武重　秋山　龍雄
佐藤　誠子　藤田　達雄
芹田美代子　名越庄三郎
平川　時男　石山　栄吉
栗田孝二郎　横田　又一
正田　門平　斎藤　一
森　千枝子　山崎増太郎
新田　惣太郎　長田　幸雄
佐々木英三郎　足立　艶
神野　定雄　足立　徳永
高橋　恒雄　時子　皐子
佐藤　誠子　信通　つね
松本新太郎　吉川　しん
市川　武男　涌井　春治
後藤よし子　矢部　加藤
佐藤　子成　小崎　野口
厚生技官　中山　集吉
三階　タネ　佐又　忍
萩原　鐘一　尚志　田畑久一郎
岡本　峰蔵　英一　佐々木正和
権田　三郎　松島　俊雄　横沢　宗治
正田　昭夫　阿部　会川　飯生　渡辺
前田　邦正　伊藤　芳典　尾崎　照美
三階　タネ　忠男　井田　高
大西　隆　小川　勇　小崎　朝倉
中山　京子　古家　英二　箱守仙一郎　今井　清
一木　展男　松崎　良徳　及川　恒武　瀬戸　節子
山口　謙光　大次郎　吉田　郁郎　永山　茂夫
川瀬　志郎　内田　守夫　三村　義一
滝　幸久　熊沢　一郎　石原　達夫
鈴木藤　一郎　岡本　百喜　大内　弘　藤岡　豊
山下　重徳　上野　文化財保護委員会委員
岡庭　忠雄　山崎　武次郎　三上　勇蔵　中野　富楠　小原六兵衛
中山　武　井口安喜子　学徒厚生審議会委員　宮沢　大元
鈴木　大橋　経雄　厚生事務官
高橋恒三郎　下田　俊胤　大谷　孝知　森　常弘　横関　寿之
舟瀬　兵作　南雲政次郎　遠藤登喜雄　熊谷　雅
黒木　陸彦　山川　鉄雄　菊間　勇　津上　将治
脇坂　健夫　小泉　利一　野口　英男
松本　政一　古賀　末好　平川　哲円

篠崎　有三　猿渡　賢一　宮田　政章
榎本　英男　川村　角蔵　寺尾　義人　橋本　良子　丸箸　安子　岡　彦二
太田　武　亀井　浩源　稲富キサヨ　近藤　昭　高田　善雄　久保　融
河本　浩　楠　美佐子　佐伯　幸夫　相沢　鶴子　久積　道生　天木　一太
藤井　初子　厚生教官　小林三千男　丸山喜八郎　弥勒　和子　吉田　明義
植木美恵児　厚生省医員　農林事務官　牧野千代子　永島　光子　中西　寛
地方事務官　赤平　可門　天内　政男　松井新二郎
斎藤桂二郎　国方　文夫　畑今朝之助　蝦名　りさ　藤肥　京治　細川　勇治　地方技官　福富　義雄
柿崎　英治　金子　きよ　小笠原春蔵　新井田律郎　今　辰秋　木下　洋一　登坂　慶子　奥寺　博已　工藤　正治　宮野　正男　川村　春一　正木力太郎　小山　忠三　大沢　清　佐々木謙一　笹森　建一　須藤　一男　鈴木不可止　高橋　次郎　高橋　清　高橋　トモ　田中　兼松　高松　好子　照井　七郎　渡辺　孝雄　八木橋春雄　山本昭太郎　山崎　金雄　遠藤　芳枝　前田レイ子　鈴木智恵子　峯田　恵子　黒石　英城　佐々木露子　山口　貴子　星野　忠秋　木原米次郎　藤原　猛郎　瓜　一徳　能波　信子　副島　豊　川村　尚　榊原　徳一　藤原　和子　真賀　茂子　白髭芳太郎　石田　ヤエ　芝　直義　田中　統　森田　保夫　青山　桂子　紺野　弘　武田　信行　久保田千波　島田　米男　橋戸　清　堀井　秀夫　押川　信子　仙石カネ子　木村アサ子　勝島　弘次　吉田　ケサ　本田　清子　近藤　昌子　今瀬　利二　岡野美樹子　杉淵八重子　浜田　静子　吉田　惇　山本　章二　坪　第作　高杉　才一　高橋　幸子　田所　寛孝　仙場　龍一　境　清蔵　小野寺慶治　野宮　泰　中島　幸　黒滝　豊美　北田　喜好　葛西　信一　今井　龍夫　藤田　勉　大道寺光市　阿部　幸子　中沢　愛子　岩田真佐男　山鹿千鶴代　毛利富美枝　林　美代子　太田　節子
堀田　真寿江

毎日文庫
明治二十五年三月三日郵便物認可

号外

昭27.4.7.

佐藤明生　森茂彦　森茂　宮沢川本　松本真鯉　熊沢近藤しげ子　小島三隆　小林友雄　北郷幹義　河津昭義　河野俊江　河原正光　金子治嘉　角田佳鴻　泉利八郎　岩瀬平喜　岩本代治　伊藤有一　石塚宣博　石井常明　稲田覚男　池田清吾　飯島善男　市原幸雄　平野年和　平岩元　林嵐男　橋本喬　渡本井寿子　古屋真　藤巻茂　船木枝義　藤原弘　遠藤次郎　有馬俊男　荒井智晴　安井雄　山口孝　徳永郎　田村昭治　清水康正　定彦

佐藤内藏　安正和豊　佐藤宰祐　中込弘永　佐藤亀之助　中村清　中村正人　中村千裕　中村文人　伊達文人　江本安田　嘉光実　被田横縛　岩雄正元　吉田行政　滑二三郎　吉野功　恒雄　北沢佐藤　昌明　田原重吉　松本友太郎　小野坂正雄　小島晃平　大賀郎雄

（イ）昇任又は任命予定者
新たに就こうとする公職及び氏名

相場三郎　相崎信行　青木清子　秋山忠三郎　荒井新　新井秀夫　新井英世　新井利雄　新井義雄　荒川新　青木清子　青木信行　秋山忠三郎

岡田大村　岡崎和光　大沢勝美　野崎大樹　中村正行　中野仁平　中島秀夫　中島京子　長野市瀬　宮崎孟彦　松本竹　町井光一　黒沢久保　小茂田　小池光一　小松進　小林竹夫　北沢一武　加藤光　片野武　金子助　岩下重雄　石川吉男　石田養好　今井美　池上康一　飯田四郎　猪狩克一　市川嘉亨　本谷俊明　平野好生　橋詰京子　長谷川仁　花里秀一　萩原新一郎　五江淵正司　江川重美　深沢旭　新谷正夫　荒井秀夫

女部田忠義子　岡田恵雄　日向恒久　荻野文男　落合弘治　野口一郎　二ノ口清一　中里真　中村智久　中丸弘　仲代芳喜　中島二郎　長岡清　宮沢敏　宮下雄　三浦治　牧内清　桑原益　久保田正　小森次郎　小松清　小池吉　小林総一　小林平　吉川行　川口弘　加藤孝　笠原忠　神井伝　岩本市　石田昭　石川南　今井印　池内克　飯塚仲　飯島今　飯田夫　猪狩嘉　宮崎亨　本川俊　本谷明　平野好　橋詰生　長谷川京　花里子　萩原仁　秋山秀一郎　五江淵正　江川重　深沢美　荒井旭　新谷正　新井夫　新井秀　青木信行

大根田芳寛治　大木田倉　小川敦男　小野西村　中村俊金　中島角寿　中村彰　中島清哉　永須重宜　永野十五倍　永田隆　宮内丸　宮島一　宮崎庄　岩瀬三　岩井重俊　岩田利　吉村秀　橫山治　橫田彦　杉本利　篠原英　矢島忠　矢野一　渡部義　渡辺三　宇内俊　宇佐見治　梶原男　鶴見豊　田中信　田村雄　田谷健　田村一　竹内政　竹村良　高野昭　高井英　高須一　鈴木雄　杉本武　杉山夫　曾我部久　白井喜　島野雄　柴崎英　関雄　佐藤昌　佐藤市　佐藤三　早乙女考　斎藤彰　斎藤三　大内清　大内保　大塚治　太田己　太田せよ子　大賀妙　大島清　大島邦雄

忠憲聆　和田正　悦鉞　正鉞　寿国　斐隆　角田一　岩崎秀　吉村夫　横田克　橫塚義　杉本久　篠原行　永田雄　矢島義　矢野本　渡辺茂　若井達　宇佐見茂　内田男　鶴見正　土屋宏　杉田克　幸田雄　和田賢　健田雄　竹内政　竹村和　竹内夫　高野良　高井昭　鈴木英　杉本政　曾我部雄　白井喜　島野雄　柴崎久　関雄　佐藤昌　佐藤市　早乙女考　斎藤彰　斎藤三　大内清　大内保　大塚治　太田己　太田せよ子　大賀妙　大島清　大島邦雄

了戒　大江重　成永元　宮下義　宮田昌　岩井二　岩田守　稲上本　杉田行　橫野江　橫塚新　吉沢健　吉崎義　角田満　肥田弘　東田義　有田一　有田雄　有田泰　有田一　宇佐見義　内田一　内田キミ　内田好　内田伸　内田子　内田ミ　内田孝　内田一　内田男　内田雄　内田賢　内田雄　内田昭　内田雄　内田賢　内田雄　内田昭　内田雄　内田賢　内田雄　内田昭

○一、同　同　同　

○同　同　同　

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○昭和二十五年保第九二号（同）
一、同　千四百九十七円十七銭
○同保第三一八号（吉田文子同）
一、同　三百四十一円十銭
○同保第三八五号（李相奉同）
一、同　百五十円
○同保第六九八号（吉本ヨシ子同）
一、同　三百六十二円九十七銭
○同保第八七七号（高田鳳元同）
一、同　九百八十五円三十三銭
○同保第一〇号（山本義則同）
一、同　五百六十四円九十銭
○同保第二九号（松村念同）
一、同　三百二十九円五十銭
○同保第二二九号（溝口スエノ同）
一、同　五百七十二円
○同保第二四九号（山田文子同）
一、同　八百五十六円
○同保第二五〇号（吉村スエノ同）
一、同　五百二十九円三十銭
○昭和二十六年領第一六号（右田敏治住居侵入被疑事件）
一、薪割斧　一本
○昭和二十五年領九五号（有価証券偽造行使詐欺被疑事件）
一、約束手形　一枚
○同領第一一二号（奥田弘窃盗被告事件）
一、ペンチ　一本
二、ヤットコ　一本
三、ドライバー　三本
四、チャック付替刀式ドライバー　一本
五、小型懐中電燈　一本
○同保第二五三号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　五百七十四円
○同保第二五六号（同）
一、同　九百六十七円
○同保第二五五号（同）
一、同　千七百二十九円
○昭和二十四年領第七八〇号（中川五月賍物寄蔵被疑事件）
一、立会封金　五百五十円
○同保第六七七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百六十一円四十二銭
○昭和二十五年領第三〇号（朴奉喜窃盗被告事件）
一、紺サージズボン　一枚
二、中古柳行李　一個
三、布団袋　一枚
四、破れ敷布　一枚
五、細ヒモ　六本
○昭和二十四年領第一二二号（田代正昭同）
一、自動車運転免許証　一冊

○同保第五八五号（李福洙物価統制令違反被疑事件）
一、換価金　四百三十円

赤湯区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第三五一号（渋谷利夫食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　二千二百四十円
○同押第四〇〇号（川村道子同）
一、同　八百七十円
○同押第四〇一号（高橋たみ同）
一、同　八百七十円
○同押第四〇二号（佐藤某同）
一、同　四千六百四十円
○同押第四〇三号（佐々木某同）
一、同　三千五百三十八円
○同押第四〇四号（加賀屋同）
一、同　四千六百四十円
○昭和二十七年押第五号（山木信同）
一、同　八百七十円
○同押第六号（皆川正子同）
一、同　八百七十円
○同押第七号（島津良子同）
一、同　八百七十円
○同押第八号（山田信同）
一、同　千百六十円
○同押第九号（山田一夫同）
一、同　二千四百三十六円
○同押第一〇号（遠藤健一同）
一、同　九百三十八円
○同押第一一号（今田広同）
一、同　九百二十八円
○同押第一二号（佐藤弘同）
一、同　九百二十八円
○同押第一三号（津田とみ同）
一、同　八百七十円
○同押第一四号（福島商店同）
一、同　千百二円
○同押第一五号（皆川一郎同）
一、同　千八円
○同押第一六号（蒲生定同）
一、同　九百四十五円
○同押第一七号（東根健吉同）
一、同　千八円
○同押第一九号（佐藤トシ同）
一、同　八百七十円
○同押第二〇号（細谷せつ子同）
一、同　九百八十六円

静岡区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年保第八七六号（小仲繁蔵食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百五十円八十一銭

○昭和二十五年押第六三〇号（家泉正己外三名窃盗被告事件）
一、自転車空気入　一本
○昭和二十六年押第一九六号（平岡文太郎同）
一、中古自転車　一台

郡山区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第三八号（阿部エネ窃盗事件）
一、白布端切　二枚
○同押第二七七号（金龍石同）
一、懐中電燈　二個
一、ドライバー　二個
一、合鍵　二個
一、大阪鍵　一個
○昭和二十五年押第二一〇号（佐々木光信同）
一、男物紋付　一枚
一、筆入　一個
一、黒革財布　一個
一、転出証明書　二通
一、黒革サック入認印　一個
一、写真診察券　五枚
一、名刺　四枚
一、診断書　一枚
一、ノートブック　一冊
一、便箋　一冊
○同押第二八二号（高松滋同）
一、注射器　一個
一、ケース入注射器具　一組
一、ネオアコチン使用書　一枚
一、注射器具を包んだ布片　一枚
○同押第四五四号（吉田富治同）
一、男物背広上衣　一着
一、女物銘仙袷　一枚
一、風呂敷　七枚
一、写真機　二台
一、白毛シャツ　一枚
一、赤色チョッキ　一枚
一、反物　一枚
一、布製手提鞄　一個
一、洗面袋　三個
一、財布　一個
一、ガマグチ　一個
一、万年筆　二本
一、貯金通帳　一通
一、羽織　一枚
○同押第三四六号（金成基殺人未遂事件）
一、革バンド　一本
○同押第三二八号（沢田伊吉窃盗事件）
一、防水ゴム製財布　一個
一、外食券　一〇枚

一、懐中電燈　一個
一、黒皮製莫入　一個
一、ナイフ　一個
一、現金　十八円
○同押第一六五号（南条繁同）
一、山着　一枚
○同押第六六二号（高橋勝見詐欺事件）
一、約束手形用紙綴　一冊
一、領収証綴　一冊
一、便箋複写簿　一冊
一、領収証　一枚
○昭和二十三年押第一一六号（今井浩賭博開帳事件）
一、現金　三千四百円
一、小型提箱　一個
○昭和二十六年押第一三号（野川一強盗傷人等事件）
一、黒半コート　一枚
一、白真綿チョッキ　一枚
一、紫色風呂敷　一枚
一、手拭　一本
○同押第三九号（清野辰美窃盗等事件）
一、黒ゴム製草履　一個
一、風呂敷　一枚
○昭和二十五年押第三五三号（林昭樹汽車往来危険未遂等事件）
一、風呂敷　一枚
一、日誌　三冊
○昭和二十六年押第一二六号（渡辺成男外一名姦事件）
一、女物指輪　一個
一、ノジ袋　一枚
一、現金　二百円
一、キャラメル（ばらのまま）　一九個
○同押第二四三号（中島康雄窃盗事件）
一、懐中電燈　一個
○同押第二二号（橋本暎太郎詐欺事件）
一、受取書　一枚
○同押第三五一号（長谷川久一郎窃盗事件）
一、中古サンダル　一足
○同押第三五二号（佐藤利勝同）
一、印鑑　一個
○同押第二三五号（長倉警横領事件）
一、書証　三枚
○同押第一三一号（佐々木基成外一名常習賭博事件）
一、三つ玉　三個
一、チケット券（百円券）　三十二枚
一、同（十円券）　百七十枚
一、同（千円券）　二枚
○同押第三六二号（渡辺佐一道路交通取締法違反事件）
一、自動車運転免許証　一冊

○同押第三九三号（李啓鎮風俗営業取締法違反事件）
一、現金　三百円
○同押第四一四号（佐藤泰司窃盗事件）
一、タオル寝巻　一枚
○昭和二十七年押第四〇号（増子常蔵窃盗等事件）
一、スコップ　一丁

大森区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十七年押第二三号（井上昇窃盗被疑事件）
一、換価金　八百七円
一、風呂敷　一
一、袋　一
○同押第三三号（佐藤礼治遺失物横領被疑事件）
一、紺色背広（上衣）　一
一、都営バス券　二
一、東急バス券　一
一、電車回数券七枚綴　一
○同押第四四号（栗田とめ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　五百四円
○同押第四五号（増子きう同）
一、同　六百三十八円
○同押第一〇四号（永久勝美窃盗被疑事件）
一、中古自転車　一
○昭和二十六年押第一六六七号（北村芳雄賭博被疑事件）
一、花札（黒、赤）　九十六枚
○同押第二二〇二号（高橋ヨシ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　一千一円
○同押第二二〇三号（野村道江同）
一、同　一千八百十一円
○同押第二二九〇号（鈴木ちよ同）
一、同　一千九百三十二円
○同押第二三一七号（岡田みち子ことー森田愛子同）
一、同　二千七百十九円三十銭
○同押第二四二六号（林登代同）
一、同　二千二百六円
○同押第二四二七号（藤沢一馬同）
一、同　三千二百四十三円
○同押第二五五七号（示村貞雄窃盗被疑事件）
一、男物下駄　一
○同押第二四七六号（松原キヨ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　一千五百六十六円
○同押第二四九九号（佐藤裕外一名窃盗並賍物寄賍被疑事件）
一、中古自転車　一
一、錠の鍵　一